

消火器・住宅用火災警報器の 訪問販売・点検にご注意！！



訪問販売の手口

- 「家庭にも消火器の設置が義務付けられた」
- 「消防署の方から来た」
- 「消防、市役所等からの斡旋依頼があった」
- 「この消火器は使用できない」
- 「最近、放火やボヤがあったから、登録が必要だ」



訪問販売トラブルが増えて
います！！

トラブル防止のポイント

- 消防署では、消火器や住宅用火災警報器の販売や斡旋は一切していません。
- 消防署では、一般家庭に消火器設置を推進していますが、設置の義務、点検する義務はありません。
- 嘘の認定制度や保障制度をもっともらしく説明したりします。
「消防施設保障番号認定書」はありません。



お断りします

「あやしい・・・」と思ったら！

- 身分証明書の提示を求める。
- 安易に申し込みや購入をしないで、その場ではっきり断る。
- 預かり書など、どのような書面にもサインをしない。
- 威圧的な行動があったときは、警察に通報する。

クーリングオフについて（意に沿わない契約をしてしまったら・・・）

- 訪問販売では、クーリングオフ制度が認められています。契約書を渡された日から8日以内であれば、書面で契約を解除できますので、契約書や領収書などをしっかりと取っておき、早急にご相談下さい。

相談窓口

- ★消費者ホットライン「188」（いやや!）
- ★名取市消費生活相談窓口 TEL：022-724-7165（直通）
〒981-1292 名取市増田字柳田 80 番地（名取市役所内）
平日 9 時～16 時（祝日、年末年始は除く）
- ★宮城県消費生活センター（相談専用電話 022-261-5161）
宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号（県庁 1 階）
平日 9 時～17 時 土日：9 時～16 時（祝日・振替休日・年末年始は除く）
但し祝日が日曜日の場合は相談を受付けます。



■お問い合わせ先■
名取市消防本部予防課 予防係
☎ 022-382-0242(内線 310)
FAX 022-383-8711
e-ル: fdn.yobou@fdn.119.jp

